

令和4年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和4年9月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和4年9月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

2番	男 澤 一 夫	3番	稲 永 辰 己
5番	藤 野 正 剛	6番	川 口 満 浩
7番	百 田 輝 子	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
11番	田 ノ 上 真	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員(2名)

1番	白 水 春 夫	12番	田 原 重 美
----	---------	-----	---------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治

福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	欠 席
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

ここで、白水議員より本日の会議について欠席の届出及び一般質問の取下げ願の届出がっておりますので、御報告いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申合せにより質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。7番、百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） おはようございます。7番、百田輝子です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

何年ぶりかの一般質問ですので、もうとても緊張しています。聞き苦しい点はお許しくださいます。

ファミリーサポートについて質問いたします。

ファミリーサポートとは、お手元にも資料をお配りしていると思いますが、育児のお手伝いをしたい人と、育児のお手伝いをしてほしい人が会員登録し、ファミリーサポートのコーディネーターによって子どもを預かってもらう相互援助システムです。

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに法律に基づく事業となりましたが、糟屋郡での設置を調べましたところ、粕屋町、志免町、宇美町、新宮町、そして篠栗町と久山町は共同で設置されておりますが、須恵町にはありません。また、須恵町におきましては、若い世代の方々も増え、共働き世代も多くなっています。須恵町にも子育て支援の環境設備の一つとして、ファミリーサポートは必要であると思います。

先日、私に直接、ほかの行政地区から転入されてきた方から質問がありました。須恵町にはファミリーサポートがないのかと疑問を投げかけてこられ、その方は、学童保育に申込みされていない方で、春休み、夏休みなどでシルバー人材センターの預かり制度にも入れない方からでした。

また、子どもさんが生まれ、須恵町に家を買って引っ越してきた方は、保育園のときは土曜日がありました。学校に入り学童保育に預けていまして、学童保育は土曜日が休みで預ける場所がない、小学校に入った途端に土曜日を休ませてほしいとは言えないので困ったとお声でした。特に、第一小校区は、土曜日は全部お休みですし、第二、第三小区は月2回お休みと聞いております。そんなときなど、ファミリーサポートがあれば助かるとの声を聞いております。できるだけ早期の設置が望まれます。

私も子育てをしながら働いてきまして、女性が仕事を続ける中では、休んだりすると職場に迷惑もかかるし仕事を失うと思いましたが、残業があるときなど、保育園までお迎えをしてくれる方がいれば助かるのにとったりもしました。子育て支援は、女性の社会進出には欠かせません。同じ子育てを経験した者として、子育てと仕事を両立させていた者として、子育て家庭の御負担を何とか早期に軽減をしてあげたい、その思いで質問をさせていただきます。

1つ目は、ファミリーサポートセンター事業についての御意見、御要望、または町民の方等からの問い合わせは今までありましたでしょうか。ありましたら、どのような内容か教えてください。

2つ目は、ファミリーサポートセンターの設置は須恵町にはありませんが、今後の予定について教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） おはようございます。子育て支援課、稲岡です。今回初めての答弁でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ファミリーサポートセンターの設置はについてお答えさせていただきます。

ファミリーサポートセンターは、本町では設置しておりませんが、福岡県全60市町村のうち63%が設置しています。市レベルですと86%、町村レベルですと41%が設置しており、規模が大きな自治体が多く設置している状況です。

おっしゃるとおり、本町においては若い世代の方々が増え、共働き世帯も多くなっております。そういった共働き家庭のお子さんは、幼稚園・保育園に通われることがほとんどだと思いますが、令和4年4月1日現在での待機児童は2名、ほぼ認可園に預けることができている状況です。

認可園に仮に入園できず待機となりましても、本町には待機児童助成金制度があり、届出保育園等でも認可園と同様の金額で保育を受けることができます。この待機児童助成金制度は本町独自の制度であり、郡内では本町しか行っておりません。また、待機児童解消のため南幼稚園を建て替え、幼児園とし、令和6年度からは受入れ可能な定員数が大幅に増加する予定です。

これとは別に、本町では今年度から、育児疲れ、冠婚葬祭等で一時的に子どもを預けることができる子育て短期支援事業を、南幼稚園では、一時預かりを始めております。このように、本町では共働き家庭への支援となる施策を積極的に行っております。

それでは、質問要旨に沿って御回答いたします。

1、ファミリーサポートセンターの件で、要望または問い合わせなどありましたかについてお答えいたします。

子どもの一時預かりなどの子育て援助活動支援についてのお問い合わせは、年に二、三回ござ

います。問い合わせがあった際には、須恵町シルバー人材センターが個別の預かり、幼稚園、保育園などへの送迎、産前産後の育児支援などを行う子育て支援サービスを実施していただけますので、そちらを御案内しております。

また、短期間の一時預かりの場合は、届出保育園の一時預かりを御案内しております。

続きまして、2、ファミリーサポートセンターの設置は須恵町にありませんが、今後の予定についてお答えくださいについてお答えいたします。

本町におきましては、先ほども申し上げた事業のほかにも、家庭保育児と保護者のための遊びの広場つくしんぼや、育児の悩みを共有、解消するためのチャットルームなど、様々な子育て世帯への支援を行っております。

令和2年から6年までを期間とした第2期須恵町子ども・子育て支援計画において、ファミリーサポートセンター事業の実施に向けて検討を行うとしておりますので、令和6年をめどに、町としてのスキームをつくり検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 御答弁ありがとうございます。

先ほどの中で、ファミリーサポートセンターは令和6年度を目途でというお答えを頂きましたので、そこは私も子育て支援サービスが早く実現することを願っておりましたので、安心いたしました。

もう一つ、シルバー人材センターの子育て支援サービスがあるとのことでしたけれども、私も先日、役場に問い合わせまして、シルバー人材センターで子育て支援サービスがありますということは伺いました。早速、シルバー人材センターにお話を伺いに行きましたところ、今現在、もちろん子育て支援サービスをされておって、そして、広報にも載っておりました。そこで、私はこういうサービスがあったんだということを私自身、未熟だと思うんですが初めて知りました。結構知らない方がまだまだ、このシルバー人材センターのことについては多くおられます。

去年はゼロというふうに聞いておりました。というのも、コロナが感染拡大しまして、預かる人の希望が少ないというふうにも聞きました。ただ、これが、コロナは今大変拡大中ですけれども、私が思ったのは、まだ令和6年度までということはあと2年ぐらいありますので、シルバー人材センターの子育て支援サービスをもっと須恵町でも協力して、今回広報には載ったとはいえ、ほとんどの方が、知らないと思っておりますので、例えば、LINEに載せるとか、そういうサービスをもっと子育て中の方、私は小学生低学年の方、保育園に行っている方は割りとそういうサービスは知っているかもしれませんが、ただ、小学校に入っておられる方は、現実に子どもの送り迎え等がかなり困っているというふうに聞いておりましたので、ぜひ、その間の期間、

もっと役場側での御協力頂けないでしょうかということをお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 久しぶりの一般質問、ありがとうございます。

このファミリーサポートセンターだけに限ったことではなく、子育て支援については、順次年次計画を持ってやっていっているわけです。今日も一般質問、別の議員さんから出ておりますけれども、学童保育所についても、より質を上げるために、やっぱり民間レベルの民活というか、技術を持った方、いろんな形で、より町民の方々が求められるニーズにやっていこうということ順次行っている。待機児童も含めた一つの解決策として、南幼稚園を認定こども園にやっていくとか、計画的に全て進めております。

今おっしゃったファミリーサポートセンターについては、この計画の中で令和6年までに完備するんだという計画で、要するに順番にずっとやっていっているものですから、今現在、シルバー人材センターのほうでやっていただいていますけれども、なかなか専門的な知識とかございませんので、そのあたりについては、補完事業として担当課のほうからシルバー人材センターと協議させて、ある程度補完機能としてやっていきたいなと思っております。

申し上げますけれども、やるといっても、町営直営でやるとは限りませんので、今現在、須恵町の子育て支援事業に関しては、全て民活を取り入れてやっていこうと、役場の職員で全部やっていくとか、雇用してやっていく時代ではなくなっているし、新しい技術、そういった考え方とかそういったものを取り入れるためには、やはり行政サイドが直営をやる時代ではなくなっていると思いますので、そのあたりも総合的に判断しながら、今後も進めてまいりたいと思います。

これからも、こんなことを言うと語弊があるかもしれませんが、女性の目線でいろんな子育てに対する一般質問を頂くと、それが一つ反映されていくと思いますので、これからもどしどし一般質問してください。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 御答弁ありがとうございました。前向きに御検討頂いているということも、それから、順次行っているということですので、私もなるべく早期の実現を願って、今日の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子です。

猪股教育長におかれましては、教育長に就任されて初めての質問となりますが、よろしくお願

いします。

それでは、通告に従い、学童保育の民間委託について質問をいたします。

保護者会が運営主体では、指導者の雇用や働きながらの学童の運営など役員の負担が重いことや守秘義務の問題、小学校3校の学童で延長保育の時間、保育料、土曜日の運営の有無や時間などが統一されていないこと、糟屋地区では須恵町以外の1市6町で外部委託をされていることなどの観点から、平成28年12月議会と令和元年6月議会において、学童保育の民営化について質問をいたしました。須恵町の学童保育所には歴史があり、今のところ外部委託は考えていませんとの答弁でした。

今年度6月議会での教育行政報告において、来年度から民間委託が決定したとの教育長の報告がありましたので、大変うれしく思っております。

そこで、5点ほど質問をいたします。

1点目、来年度からの民間委託について、保護者への説明会は開催されましたか。

2点目、今後のスケジュールはどうなっていますか。

3点目、小学校3校学童保育の利用料、運営時間、延長時間、延長料金、土曜日の運営の有無や運営時間などの基本的な部分が現在ばらばらで統一されていません。民間委託するに当たり、統一は行われますか。

4点目、運営委託業者の選定についてですが、募集や選定方法についてはどのようにされる予定ですか。

5点目、政府は新・放課後総合プランにおいて、共働き家庭などが利用しやすいように学童保育の充実と質の向上を測り、2019年度から2023年度までの5年間で待機児童の解消を図り、女性就業率のさらなる上昇に対応できるように、約30万人分の受皿の整備を図るとしておりますが、近年の子育て世代の人口増加や6年生までが学童保育入所対象者となっている状況で、今後も学童の待機児童が増えることが予想されます。民間委託に当たり、今後を見据えた待機児童の現状、状況、待機児童解消に向けた対応についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。

学童保育の民間委託についてですが、学童保育所は、設立当初から保護者会委託事業として運営されてまいりました。その背景には、開設に向けて努力された保護者の我が子を自分たちで守るという強い理念が反映され、それが今日まで受け継がれているものでありますが、御存じのとおり、学童保育所は、運営するに当たって保護者への負担が非常に重く、糟屋郡内においては直営が粕屋町の一部の学童のみ、保護者会運営は本町のみで、残り全て民間業者に委託しているという状況であることから、本町でも令和5年度より民間業者への委託にかじを切ることとなりま

した。

今後は、民間のノウハウを大いに活用し、子どもたちにとってよりよい学童保育所にしていきたいと考えております。

それでは、御質問の趣旨に沿って回答させていただきます。

まず1点目、保護者への説明会は開催されたか、2点目、今後のスケジュールはどうか、3点目、基本的な部分での小学校3校学童での統一について、4点目、運営委託業者の募集選定方法は、この1から4の質問につきましては、関連する内容ですのでまとめてお答えさせていただきます。

今回、補正予算案に令和5年から令和7年までの債務負担行為を上げさせていただいております。学童の民間委託についてですが、本会議にて可決頂けましたら、直ちに公募型プロポーザルにて業者の選定作業に入ります。12月までに業者を選定、年明けから引継ぎ作業をし、令和5年4月から民間委託をスタートしたいと考えております。

なお、保護者への説明は、令和3年度中に、各学童の保護者会（役員会）に民間委託する旨の説明を行っております。

1つの業者が3つの学童を運営することになりますので、利用料や利用時間などの諸条件は3学童全て同じ条件で運営する予定になると思います。

最後に、5点目の今後を見据えた待機児童の状況、待機児童解消に向けた対応についてということでございます。

学童においては、毎年ほぼ定員いっぱいまで受け入れており、年によって増減はありますが、入所できずに待機児童が出ている状況はあります。

昨今は、町内各所で宅地開発が進んでおり、学童保育所の需要は今後ますます増加することが予想され、何らかの対応が必要であることは明白です。しかしながら、待機児童の解消には施設設備が必要です。施設を増築するには、崖地条例による建築できる範囲の問題、併設する場合の消防法による施設整備の問題等があり、施設整備ができない現状があります。

また、他市町で行っているような学校の空き教室も検討しましたが、本町においては、教室が全く現在のところございません。保育園や地域の公民館などに可能性があるのではないかと模索しているところですが、児童の移動の問題や費用の問題、指導員の人材確保など様々な問題をクリアする必要がありますので、今後、状況を見据えながら解消に向けて検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） お答えを頂きまして、募集は12月までに委託を決定するという

こととありますが、大体のどの辺に声をかけるとか、そういうことは現在決まっているのでしょうか。3か所を1か所のところに委託するということですよ。ばらばらじゃなくて。その点で、条件等を統一することができるということとありますが、土曜日の運営があるということないところがあるので、今後は土曜日の運営をどうされるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、保護者会の説明会が終わったということで、その中では、外部委託ということについて問題点などは上がらなかったということをお聞きしたいと思います。

それから、待機児童のことについては、年々増えていくということで大変だろうとは思いますが、施設も限られていると思うんですけども、前質問したときに、町長のほうがお答えになったと思うんですけど、明道館がバスを持っているということで、その辺も視野に入れて検討していきますということだったんです。その辺の明道館等で預かるということなども考えられているのかということをお聞きします。

あと、施設的には大変だと思うんですけど、あまり待機児童を出すのもどうかと思うので、今後検討していただきたいというのが1点です。ちょっとお答え頂きたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 私のほうからお答えしたいなと思っておりますけども、再質問のどのような形で業者を選定するかというのは、今、教育長が言ったように公募型のプロポーザルでやりまから、どの業者がこっちから指名とか、そういったことはございませんので、その点は御理解頂きたいなと思っております。

当然、今現在の働き方改革とかいろんな中で、土曜日というのは一つのキーポイントになりますので、それも条件には入れて当然だろうと思っております。

保護者会の説明のほうについては、やった後、私のほうに教育委員会のほうから苦情があったとかそういった報告、ございませんので、特に今現在、公立の保育所、幼稚園を認定こども園化して民営化していったということで、保護者の方々も要は公立でなければならないという選択肢はもうなくなっているということで理解しております。

それと、明道館の話ですけども、これ、今回のプロポーザルでここが手を挙げられるかどうか分かりませんが、そのとき、この明道館のことを言ったのは、その当時はまだ3つの町立というよりも保護者会運営で町が補助金を出してやっていると、それ以外の、要するに広域的な学童に預けたいという方々を補完的に預かるような施設でお願いできないかなあということで、あのとき言っているんです。

だから、今回、1か所ということ担当課のほうで、要するにいろんな不公平感とかそういったものをなくすために、要するに公募型で要するに1つの事業所を選んでやっていくということとありますが、そのあたりも見えていくと、それ以外に申出があった場合、要は、新しい施

設を我々が3つの小学校区にまた建て直すとか、そういったことではなくて、新しい事業者を募集して広域的な学童保育所、要するに教育を基盤にやっていくとか、情操教育をやっていく学童保育所とかいろいろなこと、都市型のこと、これ以前もそのとき申したかなと思いますけども、そういったものを募集をかけて、今のところ3つのキャパがあります。その範囲内でプロポーザルを出して、それで待機児童が出るようであれば、積極的に今言ったような民間参入型の全町的な補完的なものを募集をかけていくというやり方が、施設整備とかいろんなことを考えても、やはりもう先ほどの百田議員にお答えしたように民活、そうやっていくことによって、いろんな部分を補っていくというのが、これからの正しいやり方と思いますので、今言われた5つの質問については、当然のことと思って考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 町長、教育長か、土曜日の延長。土曜日はどうのこうの、もう答えた。（発言する声あり）今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 土曜日も視野に入れてということでございますので、保護者としては大変ありがたいことかなと思っております。

多分、施設というのは限られているので、町長言われましたように、施設を建てるには財政的に無理ですので、施設の中で何人というのは平米数で決められているというところもありますので、待機が出たときにはそういう形の民間を活用してやっていただけるということで、大変枠が広がっていくのかなというふうに期待をするところでございます。

あと1点、選定というか入所者の選定についてです。

前は、保護者会でやっぴまして、守秘義務の問題とか非常に出ておりましたので、昨年やっぴ第三小のほうも、多分役場のほうで入所者を選定していただいていると思います。

3つの小学校の入所者選定に関しては、今は役場のほうで保育所と同程度の選定基準を設けてやっぴしていると思うんですけども、民間委託をした場合、入所者の選定はどのようにされるおつもりでしょうか。そのまま選定だけを役場でされるのか、委託のほうに任せられるのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） お答えいたします。

細部については、まだちょっと議決も頂いておりません状況ですので、まだ詰めてはおりません。ただ、全体的な条件といたしましては、これまでと同程度で考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 女性の社会進出がますます盛んになってきて、結婚、出産後も仕事を続ける女性が増えてきておりますし、子どもを安心して育てられる環境の整備は、ますます

重要になってくると思います。民営化で学童保育の充実と質の向上に期待して質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、防犯カメラの設置補助と広報紙の全戸配布について伺いますので、よろしく願いいたします。

まず、防犯カメラの設置補助です。

防犯は地域の総合力であり、防犯カメラ万能とは私も思っておりません。しかしながら、有用なものであることも確かでございます。

先日、住民の声を聞く機会がありました。敷地への侵入などに大変不安を感じているというものでございます。さすがに町の補助等で個人宅への設置は、これは難しいと思ったものですが、また、本日のこの質問の思索でこの方の不安を直接解消することはないとしても、何らかの安心につなげたいと思つてのものでございます。

そういうわけで、以前、同僚議員の質問もあったのですが、私からも聞かせていただきます。

通告文を引用します。安全安心は誰もが願うところです。須恵町は、各種団体の活動や地域の様々な取組が活発です。その効果もあつてか、穏やかな町民生活が成立しています。一方で、世情は不穏であり、一層の防犯対策の充実を期待するのが町民の心情ではないでしょうか。

防犯に関しては、今や防犯カメラの存在抜きに語れない時代です。犯罪の抑止力、そして犯人特定のためにも、防犯カメラは有効です。行政による設置は進んでいると思いますが、地域組合や企業などの事業所で設置する際の補助などについて伺いたいということです。

防犯カメラの設置につきましては、令和元年に川口満浩議員が県制度の活用も含めての質問がございました。そのときの町長の答弁は、必要性は誰もが認めている。現在の捜査は防犯カメラなしでは成り立たない。設置はこれから考えていきたいと前向きな発言でございました。一方、県の制度は使いにくいといった趣旨の発言もありました。

それから3年が経過し、その間の動向もあると思います。昨年、須恵町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱が制定されているのを確認いたしました。第1条に、防犯カメラの適正な運用を確保し、町民等の権利・利益を保護することを目的とするとうたっているように、積極的な活用を願うものです。

近隣自治体で福岡市、宗像市、嘉麻市は補助金制度を設けています。それぞれ特色があります。参考までに、補助の対象となる団体、補助の内容について3市の比較をしました。

まず、補助の対象となる団体について、福岡市は、1、自治協議会、これは須恵町で言うところのコミュニティーです。2、自治会町内会、3、その他市長が認める団体となっております。

そして宗像市は、1、コミュニティー運営協議会、2、自治会となっております。

そして嘉麻市は、先ほども少し触れました福岡県の性犯罪防止対策の制度に準じた事業者、地域団体としています。

次に、補助の内容です。福岡市は経費の4分の3の額を補助し、上限額はポール、いわゆる支柱です。支柱を建設の上、そこにカメラを設置するといった場合、1台につき25万円、カメラのみの場合20万円、そして2台目以降は10万円ということです。

宗像市は経費の2分の1の額を補助すると。そして、あとは福岡市同様でございます。

嘉麻市は2分の1の補助、そして上限額は5万円と。ただ、例外の規定もあるということでした。

福岡市、宗像市は、年間の補助件数を4台までとしております。100万円の年間予算ということになります。

仮に、須恵町も同様の条件で2台程度つけるとしたら、年間50万円の予算で、民間の意欲と力を生かして設置ができるのではないかと思います。5年も続ければ、最大10台の設置になるのではと考えた次第です。

設置箇所などは申請する団体の考えによることになりましようが、しかしながら、どこでもいいということはないので、福岡県のガイドラインを踏まえ、また警察協議も含めた審査を経ての設置になると思われます。データの維持管理については、須恵町の要綱第5条に、町長は業務を委託するときは委託業者に適切な管理運用を徹底させなければならないとの規定を遵守させることは当然です。そして、機材の維持管理についても、委託者が適切に管理することで民間の力を活用しての防犯対策が大いに進むと思われます。

ここで伺います。

1、町内の防犯カメラの設置台数と箇所を教えてください。

2、設置済みのカメラの効果としてどのようなものがあるでしょうか。

3、今後増設の計画はありますか。その場合は、その概要を教えてください。

4、先ほど説明した福岡市、宗像市、嘉麻市などは防犯カメラの設置補助金を設けて、設置を希望する地域組合や企業等に一定の額を補助しています。須恵町でこのような事業を行う計画はあるでしょうか。

5、防犯カメラの設置によるもう一つの効果として、見守りの安心感を住民に与えられることも考えられます。警察の治安維持活動、町内各種団体の地域活動を補うものとして検討を願うものです。町長のお考えを伺います。

続きまして、広報すえの全戸配布を望む質問です。

これも、以前に同僚議員からの一般質問がありました。前町長の時代でございましたが、私が確認したところで2問ございました。組合の在り方などの議論となり、できないということが結論づいていたように思います。聞いていた私も、当時は町長の答弁に賛同の思いで聞いておりました。

しかし、今、改めて考えると、検討の余地もあるのかなと思っております。その理由として、組合加入率の低下があります。通告文に記載のとおり、広報すえは地域組合に加入している家庭に配布されていますが、組合加入率の減少から未配の家庭が増加しているのではないかと問題提起をいたします。

組合加入率が高いことを前提にすれば、現行の方式は合理的であり、地域のためにも町のためにもよいものだと思います。また、だからこそ長く続いたやり方だったと思うのです。それが現在、4割近く of 家庭に広報紙が届いていないのではと考えられます。この状況は改善の必要があるのではないのでしょうか。

現在の組合の加入、未加入で行政からの情報提供に不公平感が生まれるのは問題ではないか、今から劇的に組合加入者が増えるのが理想的ではありますが、これは難しいものと考えます。以前の議論で、全戸配布をすると部数増加により印刷コスト、配布コストが増加するという議論がございました。コスト増は考えものですが、コストを意識して広報紙を組合員に限るとする、そうすると、組合加入者が減れば減るほど部数が減って安上がりになっていいという倒錯した考えに陥る危険性もあります。そんな考えはないと思っております。

しかし、仮に部数減を許容するならば、町の広報紙としての使命は果たせなくなってしまいます。もはや組合員の会報になってしまうという危険性も感じるものでございます。ここは広報紙の配布と組合の加入は分けて考えるべきではないかと思っております。

ほかにも、必要な情報はホームページに掲載されているからホームページを見ればよい、町の施設に取りに行けばよい、知っている人に聞けばよいとか、今さら紙は時代遅れとかいろいろな意見がございました。私の思いは、最初に申し上げましたように不公平感を避けたいというものでございます。全戸配布を実現すべきではないのでしょうか。もちろん、100%全世帯に入れねばならないという硬直したものではなく、状況に応じ、せめて9割以上の御家庭に広報すえを届けていただきたいなと思っておるわけです。

ここで町長に伺います。

須恵町の組合加入世帯は減少傾向にあると思いますが、組合を通しての広報すえの各家庭への配布数と、この数年間の配布数の推移はどのようになっているのでしょうか。

2つ目に、役場やアザレアホール、その他の場所の置いている広報すえの持ち帰りは、毎月ど

の程度あるのでしょうか。

3つ目です。近隣では、広報紙を全戸配布としている町が増えています。須恵町において、今後、広報すえの全戸配布を行う計画はあるのでしょうか。

4つ目です。事業者に委託した場合、全戸配布のコストはどれほどになるのでしょうか。

最後に、全戸配布を実現できないという理由があれば教えてくださいということでございます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、まず防犯カメラの設置補助はというところでございます。

防犯カメラの意義につきましては、町としましても十分認識しておりまして、犯罪の予防、検挙に欠かせない重要なものだと考えております。警察関係の会議でも、捜査のキーワードは防犯カメラとDNAというふうに話されておりました。

一方で、防犯カメラを不特定多数の人が往来する公共の場所へ設置する場合は、憲法上の権利である肖像権やプライバシー権の問題と比較考量して検討する必要があります。

現在、役場が設置している防犯カメラは、福岡県が示した設置に関するガイドラインを基に、須恵町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を制定して厳格に運用し、設置場所についても警察協議を行い決定しております。その結果、駅と役場管理の駐車場に限定しており、道路等への設置はございません。

特に、一般家庭等が防犯カメラに映り込むような道路等は、過去に犯罪が発生し、現在も犯罪発生の高発性が高い場所、暴力団組事務所付近などでなければ、設置は難しいようです。設置可能な場所として考えられるのは、例を挙げますと、歓楽街や車上狙いやわいせつ事案等の多発地域でございます。

また、設置後も警察からの画像提供依頼の対応や立会い、閲覧目的に疑義がある一般人への対応、設置に対する苦情などなどの対応にも設置管理者は対応しなければなりません。

最近、マスコミ等で犯罪発生場所付近の映像が放映されることがあります。この映像は、あくまでも私有地に設置した自己の財産、生命を守るため必要最低限のカメラ映像でございます。自治体等が公共の場所に設置した防犯カメラ映像を捜査機関以外に提供することは、法的にはできません。もちろんマスコミ等にも提供はできません。

議員の御指摘の防犯カメラは、仮に行政区等で設置しても、自治体が設置した場合と同様の法的な縛りの下に、維持管理の責任が行政区等に生じてまいります。

このような状況を考察した上で、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町内の防犯カメラの設置台数と箇所についてでございます。

設置台数は、現在4台。設置箇所はJR須恵駅、須恵中央駅、新原駅、歴史民俗資料館駐車場

の4か所でございます。

次に、設置済みのカメラの効果としてどのようなものがあるかということでございますが、犯罪の予防、取締りの効果があるというふうに認識をしております。

今後の増設の計画でございますが、現在のところ計画はございませんが、この種の案件は犯罪情勢等の世論に左右されますので、柔軟に対応させていただきたいと思っております。

地域組合、企業等への補助金についてでございます。

現在のところ計画はございません。現在の当町の状況において、地域組合等に補助金を交付して設置及び維持管理に関する様々な対応をお願いするまでの状況にないというふうに考えております。具体的な事象が発生した場合は、今までどおり町と警察等で協議を進めた上で設置したほうがよろしいかと考えております。

防犯カメラの設置検討についてでございます。

先ほどの回答と同様になりますが、この種の案件は犯罪情勢等の防犯に左右されますので、柔軟に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） それでは、私のほうから広報すえの全戸配布をということで、質問要旨につきましては、一括して回答をさせていただきます。

広報の配布状況ですけれども、組合配布世帯数は、平成30年で7,200世帯、令和元年度7,300世帯、2年度以降、多少増減ございますけれども、7,300世帯で推移しております。

令和2年国勢調査結果の世帯数が約1万1,000世帯でございますので、約66%に配布しているということになります。

その他、病院や企業向けに67か所と公共施設は200部を8か所に配布しておりまして、持ち帰り数の把握はしておりません。

全戸配布の是非につきましては、平成30年8月の須恵町自治組織参加促進協議会におきまして、自治会、組合加入と組織強化の一翼を担っているというような理由から、現在の組合配布形態となっております。

全戸配布した場合のコストにつきましては、現在の8,000部を1万3,000部と想定しまして、増刷部数約5,000部の印刷製本費300万円、配送費は700万円程度の増額となりまして、年間経費は現在の600万円にプラス1,000万円程度の増額となってまいります。その他、議会広報の印刷費、配送料も別途増額となってきます。

今後についてですけれども、現在、全国的に求められている地方行政の在り方の一つに、デジタルの活用による住民の利便性の向上や自治体の業務効率化を目的とした地方行政のデジタル化、

D X推進に基づく行政革新の推進がございませう。また、2050年脱炭素社会の実現に向けた動きとしまして、生活環境を守るために省エネやごみの半減など、町民と共に進める循環型まちづくりやゼロカーボンシティーを達成する具体的な戦略が求められております。

このようなD Xやカーボンニュートラルが推進される中、日本の新型コロナウイルスの給付金対策においては、諸外国のプッシュ型支援に対しまして、デジタル化の遅れが原因で、自治体を含め住民の皆様にも大きな混乱を招いたところでございませう。三、四年前とは明らかに状況が変わり、デジタル化というものが一層重要なものになってきております。

町といたしましても、紙媒体の広報は作成から発送までに時間がかかることが課題と捉えまして、スマホの普及により、いつでもどこでも見ることができるホームページ、LINE、それからdボタン等でスピードと利便性を重視しました情報発信に力を入れております。

それから、広報の増刷は費用面だけではなく、世界全体で進めるカーボンニュートラルの実現のために、スマートフォンの普及とともに紙媒体を減らすというような発想の下、増刷よりもデジタル化に向けて取組を進めるべきであると考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） なかなか厳しい御回答で、半ば予測はしてはしておりましたが。

防犯カメラに関しましては、公共の設置同様となるなら警察の縛りが来るというお話で伺いまして、それは確かにそうなるとう簡単な設置はできないなとう。もちろん柔軟に対応するとうお話は伺いましたが、非常に残念ではありますけど、答弁を受け入れる気持ちでおります。

総合的に、防犯はやはり総合力でございませうから、町を挙げて取り組むとうことが大事なのかなとう思っております。

防災と比較して考えてみました。防災は事前の対策が問われます。そして、「災害」を「防ぐ」と書いて「防災」でございませうから、防犯も同様だろうとうふうに思っております。事前の対策こそ防犯であると。そして、しかも人間が相手でございませうから、犯罪者の心を読むとうことで抑止力とう効果も生まれてまいります。須恵町の団結と、そして今までの様々な措置、警察の力を合わせる、そういったことで未然に犯罪を防いでいく、そういった姿勢は私も評価しておりますので、今の答弁は受け入れるものでございませう。

そして、広報紙の全戸配布でございませうが、これおっしゃるとおりでございませう。7,300で推移していると。以前に同僚議員が質問したときは7,500とう答弁がございませうしたので、若干減っている分もあるけど大きく減りはせずに、昔、7,500出っていた頃の人口はあれより多少増えておりますし、そういったことも含めて考えると、若干微減しているのかなとうふうに思いますが、思うに、コスト、そしてデジタルの活用とうことでのお話であった

ように感じます。

デジタルの活用は私も大賛成でございます。これは今からの趨勢でございますので、取り組んでいって、いい施策につなげていってほしいと思うものですが、ただ、紙を発行している間は、これはやはり限りなく全町民に行き渡るとというのが公正ではなかろうかというふうに思うわけで、この質問をさせていただいたわけです。

そしてまた、コストに関しましても、プラス1,000万円というお話でございましたが、私、一つこの質問、コストの部分で参考にさせていただいたのが、今年、ハザードマップを配布しましたが、これ全世帯に配るということで、そのときの予算額が30万円ということでした。もちろん同額でできるかどうかという話もありましたが、ため池ハザードマップなどは少々厚みのあるものでありましたので、かさばるものを配ったという実績がもう既にあるわけですから、何とかここは工夫次第で可能になるんじゃないかと。仮に、安く見積もって月30万円なら年間で360万円と、大変荒っぽい計算ではございますが、そのように考えた次第です。もう封筒やビニールなどそういう包装を省いて簡素に配布するという形でコストダウンはできないものかというふうに思っております。

この2点でございますが、配られていない家庭では、先ほど答弁でもございましたように議会広報も一緒に配られているという話でありましたが、広報すえに限った話ではないわけです。織り込まれる各種団体の発行物、福岡県だより、そして私どもの議会だより、シニアクラブの老俱だより、またスポーツ協会、文化協会、社協、シルバー、共生のまちづくり、更女、食改、コミュニティなど多種多様な広報物が織り込まれて、確かに部数が増えるという問題もありませんが、大変有益な情報が各家庭に送られるという効果は、デジタルが完備するまでの間、大変いい情報になるのではないかなと思っているわけでありまして。

今、未加入の世帯には届いておりません。この方々が須恵町をよく知り、愛着を持っていたただけるだけでも、これはやる価値があるのではないかなと思っておるわけです。

また、須恵町の最大の財産は、この組合加入者、未加入者を含めた町民の皆さんであると思っております。須恵町は、裕福な町ではございませんが、広報紙の配布ぐらいはできると。このまま加入率が、今は横ばいなので、下がると大きい声では言いませんが、組合員にだけ配布するということとなると、私としては会員制の町じゃないんだからと、そういうふうに思ってしまう部分もございます。いま一度検討して、町長の御判断を伺いたいところです。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） お答えします。

防犯カメラの分については、今、担当総務課長が言ったとおりの見解だろうと思っております。

これを自治会あるいは商工会とか取りまとめのところにさせるとすると、そこに責任問題とかいろんな管理の問題とか発生しますので、今の段階では、警察署のほうにも総務課長を通して確認したところ、須恵町が一番、災害の発生率が低いんです。非常に穏やかな町という状況の中でございますので、警察と連携しながら、タイムリーにいろんな施策を取っていきたいなと思っております。

広報紙の問題なんですけども、今、担当課長のほうがるる申しましたけども、これは私が町長になってから、町長になる前から前任の町長と一緒にやってきたことなんですけども、やはりこの町というのは、特に広報紙でいうと、平成29年に児玉議員に対して中嶋町長が広報紙の問題に答えられた。その中では、要するに、強硬な発言もいろいろあったわけなんですけども、そこに、話のテーマの中身が不公平感とか不利益だとかいう話で、平成29年の時点では、全国の1,740以上の自治体ではまだ紙媒体、申請主義の時代だったんです。だから、当然、紙媒体のものに対しての議論としては、不公平感とかそういう議論として成り立っただろうと思いません。ところが、この3年間の間にこの国というのは大きく変わりました。コロナのおかげ。

先ほど担当課長が言いましたけども、先進国の中で、インフォメーションテクノロジー、要するにIT、DX全ての面において先進国の中で一番後進国なんです。ということが国民にばれてしまった。その大きなきっかけになったのが、政府が出そうとした地方創生臨時特別交付金ですが、30万円とか10万円とかいって、じゃあどうやって交付するんだ、自治体に丸投げ。全部紙媒体。要するに申請。申請主義にはならないからです。プッシュ型なんですけども、やっぱり紙媒体になっていた。こんな不合理なことあるか。

ほかの面でも全てにおいて国というのがもう取り込まざるを得なくなった。菅総理になったときにデジタル庁をつくるんだとおっしゃった。よく考えてください。デジタル庁をつくる前に、須恵町議会は何に取り組みされましたか。紙媒体はもう駄目なんだ、タブレット端末を我々は導入するんだと、試験的に入れていこう。最初はどぎまぎな部分もあったかもしれませんが、今全てタブレットで皆さんやれるようになったと。この日本という国がそういうふうになっていくんだと国が言っているんです。その先陣を切られたのはこの須恵町議会です。

その中で、あえて私が町長になって積極的に取り組んでいったのが、もう何回も言いますが、ITとかDX事業とかマイナンバーカード、何でよその町に先駆けてやろうやろうと皆さんの御理解を仰いだか。要するに、さっき言葉が出ていましたけども、申請主義、紙媒体、サインが要る、印鑑が要る、そういった時代じゃなくそうと、全て住民サービスでできることはプッシュ型にやっていくんだ、それが、組合に入っていようがいまいが均等な住民サービスにつながるんですよということです。

この広報紙の問題、平成29年の時点では議論が成り立ったと思います。ただ、議会のほうに

もお諮りする、議会も取り組まれた、その中身の中で、新たにカーボンニュートラルも始まっていった。紙媒体とおっしゃいますけども、日本の間伐材を切って紙をつくっているわけじゃないわけです。安い外国の後進国と言われるところから木材を買ってきて、それで紙をつくって配っているんです。環境破壊を明らかに起こしている。今年の3月、カーボンニュートラル宣言やりましょうと議会にも御賛同頂いた。その中で、全戸配布が住民サービスにつながるんだという議論は、ちょっともう成り立たないんじゃないかと私は考えております。

そこに不利益が生じるじゃないか、確かに組合加入なさっているところにしか今配っていません。ところが、先ほど担当課長も言ったように、ホームページもきちんと整理してきた。しかもパソコンを開かなくとも携帯で今皆さん見れる。その中にいろんな情報が入っているわけです。それに対して高齢者とか障害のある方、ハンディーを持った方々の議論がなるかと思えますけども、よく考えてください。私68歳です。前期高齢者、明らかに私たち携帯で全部やっている。東京におってもLINE WORKSで仕事しよるんです。実名挙げて悪いですけども、来年、前任の中嶋町長75歳、後期高齢者です。この年代、皆さん携帯で全部やり取りなさっているんです。広報が来てうれしいなと思っていらっしゃるかもしれませんが、必要な情報は皆さんもう既にやっている。じゃあ高齢者はどうなるのか。シニアクラブ見てください。パソコン教室開いて全て皆さんそれでやったりしていらっしゃる。

それでも高齢者の中で一部分、一部分の高齢者の方でやっぱり紙媒体じゃないといかんという方々、それとか、いろんなハンディーを持たれた方々、これは福祉の世界です。その方々に対しては、やはり紙媒体できちんと調査をやってお渡しする必要はあると思います。希望なさった場合は。

だから、そういった発想の転換をやっていく中で考えると、全戸配布が組合加入率を上げる、そんなことはないと思います。そんなことをしなくても、組合に入っている、入っていらない人で、じゃあ須恵町にお前不公平やないかとおっしゃる方いらっしやらないと思う。なぜかという、そういった行政サービスもやっていますから。皆さん全部それを使われて享受なさっています。しかも、カードを使われてコンビニ交付もなさっている。わざわざ役場に来なくても。それをどんどん進めようとしているんです。紙媒体をなくしようということです。

じゃあ何で組合、行政区に広報紙を配っているんだ、発想の転換をしていただきたいと思いません。言葉は悪いですけど、わざわざ行政区の組合に入っていて、地元の美化作業とかお祭りとか、地元の役員とか地元のコミュニティーを守っていらっしゃる方々に対する今はサービス事業として紙媒体でお配りしているけども、ある程度ITあるいはDX、いろんなマイナンバーカードがきちんと整備されてきたときには、紙媒体の広報というのは、私は逆に減少させていくのが我々行政の役割だと思っているんです。

先日のデジタル庁の河野大臣がテレビに出ておっしゃっていました。やっぱり進めていかんやいかん。今はもう世界中がそれで動いている中で、何でカーボンニュートラルなんだ。環境破壊です。それに宣言した町が町民に紙で全部配りましょうという考え方じゃなくて、これはもう町民の方々にも御理解頂きながら、もし携帯でパソコンを開くことが、見れないとかおっしゃる方がいらっしゃるんであれば、その方に使い方を覚えてもらう。どうやったらいろんな情報がもらえるか、そっちのほうを広めていくのがこれからの行政の役割だと思っておりますので、広報紙に関して、今後、私がいつまで町長するか知りませんが、広報紙に関しては、要するにそれが組合加入率の問題にはつながらないと。行政サービスというのはこれからはDX、IT、そういったものをどんどん使いながら便利な町にしていく、情報についてはそうやっていく。わざわざ役場に来なくてもいろんなサービスが受けられる町になっていかなきゃいけない。

その議論の中にこの広報紙もあるけども、初めてこういった理論で言っていますけども、せっかく議会も先陣を切られたわけですから、町民の方々に利便性を議員の方々にも町民に伝えていただきたいです。そうやっていきましょうよ。そうやってマイナンバーカードが9割になってみると。やりたいんです、須恵町は。そうすると、そのカードを使って須恵町の情報を入れられるようになると、全てがプッシュ型に変わるんです。だからやっているんです。そういったことも御理解頂いて、広報紙については今のところサービス事業でやっているけども、将来的には行政区にもお諮りした上で、ある程度準備ができれば紙媒体ではないと。今の若者はもうみんなそう変わっています。

高齢者も、さっき言ったように享受なさっているんです。ごく一部の人たちに対しては、福祉の世界として行政サービスとしてやっていくのがこれからのまちづくりだろうと思っておりますので、御理解頂きたいと。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 町長の御答弁で議会を大いに持ち上げていただきまして、大変うれしい気持ちもございます。

先に防犯カメラです。穏やかな町ではありますが、私も最初の質問で穏やかな町民生活が成立していると申し上げましたが、その上で、実は県警の統計を見て考えた部分もございまして、カメラの分は最後に、これちょっとお勉強の発表みたいで恐縮ですが、少し述べさせていただきます。

糟屋郡近隣各町の窃盗事案で、これはざっくりとした人口比で比較させていただきました。これ実は大きな差はありません。それをいうと糟屋郡全体が穏やかだと言われたら、それはそうなのですわとしか言いようがないんですが、実は須恵町を含めて大きな差はないと。窃盗事案で比較しましたのは、これは比較可能な数字が出ているからでありまして、特に他意はありません。

凶悪犯とか重大事案ですと、もうゼロとか1とかいう話になって比較が不可能です。

比較的、粕屋、新宮が多く出たのは、大型の商業施設があるからではないかなと思っております。ということは、須恵町、一見穏やかですが、犯罪の危険性は近隣各町と変わらない形であるということを私は認識しております。一つこれは申し上げたいと思います。今日の質問での結論は変わりません。

そして、議会広報です。私は町長のおっしゃっていること、デジタル化を進める、またカーボンニュートラルだというお話、全面的に賛成でございます。私が言っているのは、ここが町長と若干違うところは、要はそのカーボンニュートラルを達成するまでの、何年になるか分かりません。1年、2年なのか数年なのか、その間の不公平感をどうやって埋めるかと。

確かに全戸配布といいますと、町長のおっしゃるような部分がございます。認識しております。しかしながら不公平感を埋める、避けるとなると、当面は必要じゃないかというふうに思っている質問でございます。私ども議会議員はみんなタブレットを持っております。これはタブレットを持っていない方が交じる会議に入ると、これもう使えません。使えないと言うとちょっと違うんですけど、なかなか使いづらいし、もう既に資料が紙で出ております。だから全体が電子化、デジタル化されて、皆さんがタブレットを持って各種会議に参加するということになれば、本当にそのときこそ紙は必要なくなるわけです。それと同じ考えで言っております。

確かにデジタル化で、私もホームページ大変活用させてもらっています。広報紙というのは、1月分の情報しか1冊にありませんが、ホームページだと過去の部分も全部出てきますんで、これは大変紙の広報紙に比べると有用だということは、これはもう断言できる部分です。

だから、有用性という部分と公平感、デジタルを使えない人、使いこなせない人、もちろんスマートフォンを持っているなら使い方を教えればいいと、大変そのとおりです。なかなか同じことを何回も聞かれたりする。教えられたときに、はい、分かりましたと言ってやっぱり分かっていないという状況が連発する。これは絶対に取り組まなきゃいけないことだと思うんですけど、長い道のりであるとも言えると思うんです。やはり紙を必要とする方がいる。町長、福祉の世界とおっしゃいましたが、いやいや、そうとも言えない部分があるのではないかと。

私はスマートフォンを使っていますが、紙があって、最近の情報では今月のに載っていたなと思うと、やはり広報紙を広げるわけです、あれば。スマートフォンと広報紙があれば、広報紙のほうを広げます。やっぱり、必要に応じて使い分けているんです。そういった部分があつての私の主張でございます。

それともう1点、組合に入っている方々のサービスとして配らせてもらっていると。でも、組合に入っている方々は千差万別です。サービスとして、この暑い夏の間一生懸命広報紙を配っている班長さんとか、やはりおられる。これは全戸配布で事業者が配るとなると、実は歓迎する人

たちも中にはおられるんじゃないかなと。組合に入っている方々へのサービスとして使命感を持って配っているという方よりも、義務感で配っているという方のほうが多くはなかろうかというふうに思う次第です。

またもう一つ、手前勝手な意見を申し上げさせていただきますと、議会広報も入っております。議会広報はホームページでも見れるようにちゃんとしております。しかしながら、やはり今言ったように、議会広報は必然的に広報すえの発行形態に依存しておりますので、町内津々浦々にやはり私も議員の活動を私だけではなく、ここにいる14人の姿を毎回全員が載るというわけではございませんが、届けたいという気持ちも一つございます。全町民に読んでいただきたいというのを、一議員として望むものでございます。

手前みそでございますが、須恵町議会だよりは、全国町村議会の広報コンクールで10位を取ったこともあります。発行責任者は、今うつむいておられる議長でございます、そして、編集の責任者は広報委員長の私でございます。そういった気持ちもございまして、今回の質問でございました。

コミュニティーバスとまた比較して考えたわけです。コミバスは採算が取れませんが、しかし必要な交通インフラとして動かしている。利用している町民はそう多くはないんです。しかし皆さん、使っている方は助かっているということで喜んでおられます。

広報全戸配布、これは形は、様々考えられるんで、検討していただく部分はあると思うんですが、これ同様に考えられないかなと、経費多少かかる。デジタル完全実施までのつなぎとして、町の情報インフラを限りなく全世帯へ届けられないものだろうかというものです。メリットがあるかどうか、よく分からないものですが、須恵町の町民を信じて情報を届けるということ、ぜひとも御検討頂きたいなと思っている次第です。

デジタルもよく分かります。これは議会も共に町長と手を携えて進めていきたいと、若干こういう反するような議論を申し上げて大変に恐縮しておりますが、そういう気持ちでおるのもまた事実です。御検討のほどよろしく願いいたします。

もうないならいいです。

○議長（松山 力弥） もう要望として御検討頂きたいということでよろしいですか。

○議員（11番 田ノ上 真） もう今ので答弁が尽きているなら。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほどから言っているように、これは私が町長になって皆さんにお諮りして進めている行政施策だということです。その中に、紙媒体のものを今後なくしていく町になっていかないかということも申し上げた。

今は、行政区のほうにもう長年お配りしているから、これから発想の転換として、しばらくの

間はその方々に対しては紙媒体の分をサービスでお配りしましょうと。でもいつの時点になるかわかりませんが、希望者のみにお配りするとか、そういった形に変わっていきながら、最終的には今の議会の方々の業務と同じように、皆さんがパソコン、携帯の中から全ての情報を取っていくとかそういったことに慣れてもらって、利便性を感じてもらう形に行政施策を展開しましょうねということをまちづくりで申し上げたつもり。

だから、全戸配布したほうがいいという議員のお気持ちも分かります。ただ、私はこのまちづくりを進めていくリードオフマンとして、この方向が正しいんじゃないかを訴えているということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 終わりの挨拶でございます。

町長のお立場と政策、よく分かりました。

また、こちらも議会としても議員としても、そして広報委員会としても、この件に関してはまたいろいろ意見交換をしながら、また申し上げる機会があるかもしれんし、ないかもしれんと思っておる次第でございます。

以上で、私の質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。再開を10時35分とします。休憩に入ります。

午前10時21分休憩

午前10時34分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 2番議員、男澤一夫です。通告に従いまして消防団員確保のための取組をということで質問いたします。

消防ポンプ操法大会の訓練を視察させていただきました。大会にてA・B両チームに団員が重複出場している分団があり、人員的に厳しい環境にあるのではないのでしょうか。十分な団員数が必要と考えます。消防団員の現状について伺います。

1つ、消防団員の定数、現在の登録団員数を教えてください。

2つ、役場職員の消防団員数を教えてください。

3つ、訓練中の出動報酬算出方法と金額を教えてください。

次に、団員確保の対策について伺います。

4つ、幼少年消防クラブ結成によることにより、幼少期から関わり持つことで、将来入団の可能性があるのでないでしょうか。

5つ、格納庫シャッターにイラストを描くことにより、消防団のイメージの向上につながるのではないのでしょうか。

6つ、消防ポンプ操法訓練や大会の特集号を発行することにより、町民への周知をする効果があるのではないのでしょうか。

7つ、団員を支える家族の協力があってこそ消防活動が可能と考えますので、家族に直接届く手当を支出してはいかがでしょうか。

消防団員が誇りを持って生き生きと活動できる環境づくりが必要と考えます。町長の考えを伺います。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、消防団員確保のための取組をとということでございますが、団員の確保につきましては、全国的な問題でもあり、当町でも同様の状況であります。

少子化による消防団適正年齢世代の減少に加え、私生活をボランティア的な消防団に費やすことを敬遠される傾向が顕著に表れてきております。また、定期的な加入が見込まれる役場職員採用も、近年の女性比率が増加しておりまして、団員不足解消には程遠い状況で、抜本的な解決策がないのが現状でございます。皆様のお知恵を拝借しながら、何とか団員確保につなげていきたいと考えております。

それでは、質問に沿って御回答をさせていただきます。

まず、定数、登録団員数ですが、条例定数170名、現在は142名が在籍しております。

役場団員数は、現在39名でございます。

出動報酬、金額についてですが、報酬につきましては、年額報酬が団員3万6,500円です。これは階級が上がれば報酬額が上がってまいります。出動報酬は、災害が1日につき8,000円、訓練・警戒・その他は1日につき3,000円でございます。

幼少年消防クラブ結成についてでございます。

幼少年消防クラブは、日本防火・防災協会が推進している事業で、少年消防クラブは昭和25年に制度発足、幼年消防育成事業は昭和55年から進められています。このクラブの目的は、正しい火の取扱いを教える、消防の仕事に対する理解を深める、防火思想の普及とのことです。

幼少年消防クラブの結成が消防団員の加入促進に効果があるのか、幼少年消防クラブを設立運営している近隣自治体へ調査を行い、検討させていただきたいと考えております。

次に、格納庫シャッターのイラストについてでございます。

消防団のイメージアップ、加入を促進するようなイラストであれば、シャッターにペイントされてもよろしいかと考えております。希望する分団がございましたら、個別に対応させていただきたいと考えております。

次に、特集号の発行についてでございます。

広報紙への掲載は、町民へのアピールにつながると思います。現在、操法大会に関する広報は、事前のお知らせと大会結果を広報紙に載せております。今年度は、大会結果について約1ページを使い掲載し、8月号では大会の様子が表紙を飾りました。また、令和3年8月号からは11号連続で消防団特集を掲載いたしました。他の記事関係、分野と兼ね合いがございますが、今後もスペースとネタがございましたら、広報紙におけるPRは有効であると考えております。

団員家族への手当についてでございます。

おっしゃるとおり家族の協力がなければ消防団活動は成り立ちません。今年度より年額報酬を増額し、支払いについても団員個人に直接払うことにしております。この報酬で、お子さんや御家族へ有効に御活用頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 前向きな答弁を幾つか頂きまして、ちょっとほっとしているところがあります。

ただ、今、消防団員数の定数が170に対して、登録が142ということで、実際マイナス28人欠員が出ているということなんですよ。私ももともと消防団員のOBでありまして、当時、30年ぐらい前から比べるとやっぱり減少傾向にあるのかなというのを少しずつ感じております。

なぜ今回こういった質問をしているかと申しますと、大会には当然重複して出場している分団が3分団あったんです。あと、練習中に視察、別に個人的にも練習等見に行きまして、OBが団員の代わりに操作員をしている分団が結構、幾つかあったんですけど、そうなってくると、なかなか操法も上位を狙えないんじゃないかなという思いがあるんです。

何で操法大会に突出して言うかという、やっぱり火を消す上では操法が基本であり、これがやっぱり消防としてやっぱり誇りとしてやっていることじゃないかなと思うんで申し上げております。ですから、消防団員が少しでも人集めとかに苦労しない、また、たくさん自ら入ってくるような人が増えるようなそういう策をやっぱり講じていくべきだと思います。

その中で、ちょっと先ほど言っていないんですけど、例えば小学校とかで展示訓練を行うとか、防災とかですね。あと、もしくは要は活動自体が訓練も夜が多いんで、なかなか一般町民の方に触れる機会がないと思うんです。そういう意味で、こういう形で特別号の冊子等を発行したらどうかということをお願いしています。

今から広報には載せませんということなんですが、もう少し前にプッシュしたような消防団をアピールするように、もっと1ページでなくもっと、冊子ができないんだったらたくさん頑張っている姿を、例えば練習風景からの撮影したのを載せるとかというのがいいのかなと思います。

先ほど、町長の広報紙の答弁で言われましたように、デジタル化を進めていきたいということで、そのデジタル化を進めることに写真とかと一緒に添付してLINEとかに載せてもらうと、より一層確かに冊子よりもたくさんの方に周知できるんじゃないかなと思うんで、そういう形で進めるのもいいのかなと思います。

あと、例えば、シャッターにイラストを描くことはオーケーということなんですが、須恵町に10分団あるんです。10分団に全部シャッターにイラストを描くことを考えていて、できたらストーリー性を持って、例えば須恵町消防団の歴史を描くとか、描くことによって例えば小学生の子どもたちがスタンプラリーで格納庫を回るとか、要は消防に携わる機会が少しでも増えるような何か策を講じていくのが必要じゃないかなと考えています。

また、家族に直接頂ける手当を支出したらどうかということで、本人の口座に直接振込になっていますということなんですが、やはり送り出しているのは家族であって、例えば今大会、支部大会、県大会と進まれた、支部大会までは甲植木、乙植木、県大会までは乙植木分団と、5月から大体練習に入っていて、4か月ぐらい練習期間があるんです。その中で、やっぱりその分家族の方は、やはり子どもさんも含めてかなりやっぱり普通の生活を虐げられているんじゃないかなと思います。その部分に手当はどうかと、もう僅かでもいいと思うんですけど、そういうのをと思って、一応こういうふうに上げさせてもらっています。私は検討する価値はあるんじゃないかなと、私個人は思っております。

あと、やっぱり今回この質問によって、今後入ってくるであろう消防団員の方々の環境づくりをやっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますし、そういうとこにやっぱり努めていかなきゃいけないと思います。

先ほど、団員に年3万6,500円の支出ということで、実際に年間これだけの金額が個人に入るんですが、1年間を通して活動内容というのは、防火週間が3回あります。春、秋、年末、特別警戒。それに操法に向けての訓練が、練習というんですか、2か月ほど普通あります。それを含めると、やはり年3万6,500円というのは、これが安い高いかというと、やっぱりどうしても安いんじゃないかなという思いがあります。ただ、消防団員になる人は、基本的には郷土

愛や使命感を基礎として活動していると思うんです。経済的な利益は目的としていないと思うんで、そこはやっぱり消防団員は何も言わないと思うので、そこはやっぱり少しでも手当が増やせれば増やしていただけないかと思います。

あと、役場職員の方が39名おられるんです。実際に操法の練習におきましては、役場職員の方がいないと正直言って成り立たないです。というのは、やっぱり地元の須恵町に住んで職場があるものですから、仕事を5時で切り上げて、7時ぐらいから準備して8時から練習を始める、こういう環境を整えるためには、やっぱり早く仕事を終わってくる団員がいないと可能でないです。その中で、やっぱり一番頑張っていたいただいているのは役場職員の方だと私は昔から感じていますし、本当に感謝しております。

この職員の方が大変だし、今から増える様子も厳しいという答弁でしたが、欠員が出ている28人を何とか少しでも増やして行って、職員の方々が仕事が軽減できるような環境づくりも大事かなと思いますので、その2点についてお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 手当のことと団員確保のことですね。

消防団、私、昭和52年にこの役場に入って、その当時、青年団に入っていて、青年団を抜けて、抜けるときに私消防小屋まで行って入れてくださいと頼んだんです。要らんと言われたんです。なぜかという、その当時はやっぱり、この町というよりも田舎の町自体が、子どもの頃はやっぱり子ども会に入って、先輩の子ども会の人たちに育てられてずっと育って行って、ある程度大人になったら青年団に入って。これ一つのその地域の憧れのルートなんです。入れてもらうという。青年団が終わると、消防団に入っていくんだと当然思う時代だったんです。私、明らかに断られて、何でですかと聞いたら、お前の組合から5人もおると、6人目は要らんとそういう時代だったです。

それが時代がたっていくことによって、まず青年団がなくなっていく。それは、地域コミュニティの中で青年団が果たす役割、その地域にそこにおらんと楽しくないとか、活動ができないとか、ところがどんどん高度成長期になって世の中が多様化していく中で、青年団に入るとかないかん理由というのが曖昧になってくる。まず青年団が潰れた。その後、これ何かのときに中嶋町長もおっしゃったんですが、その次になくなったのが連合婦人会です。

要するに地域コミュニティの在り方が変わっていく中で、消防団の入り手というのもなかなか、入るインセンティブ、その地域におるなら入るとかな寂しいとか、仲間外れになつとうとか、そういった世の中じゃなくなってきた。田舎である、田舎田舎言うたら怒られますけど、上須恵、佐谷にしても、その地域で活動せんでもいろんな選択肢があるわけです。その中で消防に入っておかないかん理由で何やと考えたら、極端なことを言ったらないんです。

だから、今入っていらっしゃる方々が本当にありがたい。じゃあこの方々がどうやって増やすんだと。そうすると、地域愛とか郷土愛というのは後から、入った後、皆さんと付き合うことによって生まれていって、立派な消防団になっていって、要するに全国大会に行ったりとか、今回惜しいところで乙植木分団が2位になっていく。彼らというのは目覚めていくわけです。でも、じゃあそれに入っていない人にそのことを言ったって、価値観が違うから、じゃあインセンティブ何なんだと、入るための。当然、地域を守ろうやということを伝えないかんとは思いますけど、やはり金銭的な、今の若い人たちにとっては、金銭的なインセンティブがないと何でせないかんとやという話になっていくと思います。

だから、1市7町併せて、特に7町併せて今回消防の手当の問題とか、要するに全部分団が総取りしていた部分がどうもこれ法律に違反するみたいだということで、個人に渡そうやと、その段階で各分団、本団活動費とは別につけたんです。でも、それでもやっぱり、おっしゃるとおり弱いと。入るきっかけにはならない。これやるかやらないかという話じゃなくて、一つのやり方として、消防団に入ってくれたと。入る人については、要するに入団奨励金として幾ら出すと、5年たったときは5年の奨励金を出す。10年たったら10年出すと、15年後に出すと。それが全く今現在の終わったときに慰労金としてお支払いしている分とは別にお出ししながら、やっぱり入ってくれている人たちにそういった金銭的なインセンティブを与えながら、議員がおっしゃるように、入っている消防団員さんが入ってよかったと思われるような、要するに地域づくりというのをやっていくのが行政の役割だろうなと思っている。

だから、分団のシャッターに絵を描こうと、これ面白いアイデアだと思うんです。ただ、恐らく各分団の物語をつくっても、逆に誰も見ないと思うんです。言葉悪いけど。描くのであれば、子どもたちが喜ぶような絵の中に防災のやつが入っていて、それが10分団物語になっていると、じゃあみんなで見に行こうとか、そういったことであればいいんじゃないかなと思います。

それと、もう一つ、3年前に私町長になってから、総務課のほうちょっと反対していたんですけども、いろんな意味で広報活動ということで、役場職員の女性団員を創設しました。これは広報活動をさせるために、いろんな場面で彼女たちに須恵町のユニフォームを着せて連れていって、いろんな場面で須恵町というのはこういうようなことをやっていますよと、それをさっきおっしゃった広報とかでもPRしたりとか、ほかの団を訪問させて、要するににこにこ笑っている写真とかそういったのをおっしゃるとおりホームページとかそういった部分にアップやっていこうと思っていたらコロナになったんです。

だから、そういったことで、やっていないわけじゃなくて、やろうとはしていたんですけども、だから、これから消防団員確保していくというのは大変な作業なんです。これは議会のほうでもちょっと皆さんでお話し頂きたいんですけども、やっぱり今の若い人たちというのは、本当に優

秀な人たちが多くて、心もきれいで言ったら素直なんですけども、じゃあ消防団に入る意義って何ですかと言ったときに、いや、いいですしかわないと思うんです。であれば、さっき言ったような何らかのインセンティブを皆さんと熟議して、やるかやらないか、やって増えればいいことであって、そこで幾ばくかのお金がかかっても、彼らが須恵町の防災を守ってくれるわけですから、そういったこともこれからは消防団員確保のための議論としては成り立つのかなと思っています。

答えになったかどうか分かりませんが、消防団の加入については、非常に大きな問題です。先ほど役場職員の団員のことをおっしゃいましたが、益城町、災害起きたですね。あそこ機能不全を起こしたんです。何でか。役場職員の分団員がそれぞれの自主避難所とかいろんな苦情のところへ全部行ったんです。役場機能しなくなったんです。だから、私が町長になってから、各分団長、あるいは本団の団長さんたちをお願いしているのが、初動期は使ってもいいけども、役場の職員というのは全体を守る奉仕者であって、消防団員としての活動で制約かけて使うのはちょっと考えてくれと。そうやらないと、住民サービスにつながらないと、機能不全を起こしていくということもありますので、役場に団員が増えるのはいいことなんですけども、それに甘えてそれを使ってしまうと、本来やらなければならない災害時の業務が機能不全を起こすということが、現にあちこちで起きています。

ですから、そのことも踏まえて、同じ団員を増やすのであれば、地域の若者のほうが圧倒的にいいと思います。当然、役場の職員も増やしていきます。定員になるぐらいまで共に議員さんたちも消防議員たくさんいらっしゃいますので、私も副町長も副団長までした人間でございまして、皆さんと協議する場を設けながら、どの形が一番若い人たちに須恵町の防災に目を向けてもらって、入ろうかなと思ってもらえるインセンティブをきちんと考えるときが来たんだろうなと思っておりますので、一緒に考えさせてください。

答えになっていないですけども、何やりますじゃなくて、私も分かりません。みんなで考えた上で、あれこれそれを実施しながら若い人たちにアピールしていくと、だから若い人たちもどんどん付き合うような議会であったり、町役場であったり、そういう形にしていかなと広がるのかなと思いますので、御協力願いたいなと思います。

答えにはなっていないと思います。ただ、これ思いですから、だからそういったことで御理解頂けたらと思っています。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 町長からの思い、しっかり受け止めさせていただきました。私もそういう思いで、やっぱり消防団員の今後をやっぱり憂いて今回質問しているわけです。

今後、須恵町消防団が活動しやすく、また人員確保が容易なることを願っています。またそ

れに対して協力できることは協力していきたいと考えています。これからも、須恵町消防団がすばらしい団、また福岡県で誇れる団であることを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時10分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願ひます。

次の本会議は、9月14日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時59分散会
